

福岡県公報

平成30年11月27日
第4046号

目次

告示 (第1006号 - 第1025号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の占用の制限	(道路維持課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	7
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	7
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	8
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	8
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	8
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	9
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	9

公 告

○特定危険薬物の指定の失効	(薬務課)	10
○産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の縦覧	(廃棄物対策課)	10
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	10
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	11
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	11
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	11
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	11
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	11
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	12
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(畜産課)	12
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	12
○福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部変更	(水産振興課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	14
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	14
○落札者等の公示	(教育庁財務課)	14
○落札者等の公示	(教育庁財務課)	14
○落札者等の公示	(教育庁財務課)	15
○落札者等の公示	(教育庁財務課)	15
○落札者等の公示	(教育庁財務課)	16
○落札者等の公示	(教育庁財務課)	16
○落札者等の公示	(教育庁財務課)	17

監査委員

- 監査結果の公表 (監査委員事務局総務課) ……………17
- 監査結果の公表 (監査委員事務局総務課) ……………19
- 監査結果の公表 (監査委員事務局監査第一課) ……………21
- 監査結果の公表 (監査委員事務局監査第一課) ……………24
- 監査結果の公表 (監査委員事務局監査第二課) ……………30
- 監査結果の公表 (監査委員事務局特別監査室) ……………33

告 示

福岡県告示第1006号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年11月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県道	添 田 赤 池 線	前	田川郡添田町大字添田 2123番8先から 田川郡添田町大字添田 1182番8先まで	28.8 ～ 31.4	21.0
			後	田川郡添田町大字添田 2123番8先から 田川郡添田町大字添田 1182番8先まで	10.0 ～ 10.6	

福岡県告示第1007号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年11月27日

福岡県知事 小川 洋

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
県道	福岡筑紫野線	太宰府市吉松三丁目421番6先から 太宰府市吉松三丁目426番1先まで	那珂県土整備事務所

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年12月11日

福岡県告示第1008号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年11月27日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

遠賀郡岡垣町大字内浦字海蔵寺929の1・929の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字才円951・952の1・952の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字草場1000の2（次の図に示す部分に限る。）、字内浦1352（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1009号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年11月27日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市星野村字中瀬渡14733の1、14733の4、14734、字塚原14768の1、字原14817、14838、14840、14841、14851、14853、字木曾18633の3、字原尻18833、字岩松18859の4、字小室18916の3、18916の4、18916の6、18986の1、18988

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1010号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年11月27日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市星野村字中渡瀬ノ上8516の2、字金山口12333の1、字崩ノ先12382の1、12386、12387の1、字入道ノ下12531の2、字宮藏ノ上13311の1、13317の2、13321の2、13336の1、字尾迫13398の1、13398の2、字戸屋13522（次の図に示す部分に限る。）、字改正瀑布13549の1、13554の1、13554の4、13557の1、13562の1、13562の3、13562の5、字鷲ヶ岩13563の1、13563の3、字竜川内13607の1、13607の5

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水

産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1011号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年11月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
田川郡添田町大字落合字森ノ本3065、3067、字森ノ下3066、字森ノ本清水3069（次の図に示す部分に限る。）、字イゴノ谷3070の1、字屋舗ノ上3180から3182まで、3185から3187まで、3202から3204まで、字屋敷ノ上3206、字管ノ迫3222の1、字岩長迫3231、3232、字スゲノ迫3236から3239まで
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1012号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年11月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
うきは市浮羽町三春字東虹峠7の11、17の3、17の6、17の9、字畠籠24の1、24の2、24の5、24の6、26の9、字上東川43の3、44の5から44の7まで、44の10、44の14、44の17、44の18、45の2、52、53の1、56の1、72の1、74の4、80の3、82の2、87の4、87の7、92の4、92の5、94、95の3、55の1（次の図に示す部分に限る。）、字谷山152の3、152の9、153の4、153の52、153の53、153の55、153の57、153の58、153の60、字虹峠204の6、206の8
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1013号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年11月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
うきは市浮羽町小塩字灰ノ木13の7、17の1、18の3、20、21、22の1、22の4、22の5、23の1、23の2、24の2、24の4、18の1（次の図に示す部分に限る。）、

字彌左山35、36の1、37の1、37の3、37の5、37の8、38の1、38の2、39、40の1、40の2、47、48、字尾草66の4、字高井嶽187の2、190の1、190の2、192、192の2から192の7まで、198の1、200、201の2、201の3、204の2、204の6、207の3、字立石242の5、字立石平253の4、254の1、254の2、259の1、259の4、260の1、260の2、265から267まで、字小田本350の1、354の2、356、359、360、361の1、361の2、362、363の2、364の1、365の4、366の2、字西小松2579の2、2581の1、字西小松堀2594、2602の1、字東小松堀2673の2、2674、2675、字二田迫2677の1、2677の2、2678、2681、2687の1、2687の2、字鳥頭迫2727の1、2727の2、2729、2730の1、2730の2、2731の1、2733、2734の1から2734の3まで、字岩屋堂2928の1、2936、2939、2960の2、2962の1、2963、字田迫山2964の1、2964の2、2965、2966、2970、2972、字東向2973の1、2973の5、2973の8、2981の1、2982、字無入寺道下3015、字無入寺東3022、字無入寺西3023、3029、字田迫3042、3045の2、字宮ノ上3205、3209から3212まで、3217、3218の1から3218の3まで、字馬場ノ上3320の1、3333の1、3339の1、3339の3、字馬場3394の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1014号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年11月27日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字落合字家ノ上1748の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1015号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年11月27日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

うきは市浮羽町小塩字東神山4545の17、字西大柵4645の1、4646、浮羽町新川字山ノ首4779の1、4779の7、4782、4785、4788

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1016号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年11月27日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市杷木松末字萩ノ尾1415、字山ノ神1917、1939、1940、1943、字中村1980、1981の3、2033、2039の1、2049、2063の1、2063の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び

朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1017号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年11月27日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市黒木町土窪字辻526の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字辻526の2（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1018号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年11月27日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女市黒木町北木屋字紺屋田2213の1、2215、字馬渡2297の2、字長葉山2523
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字紺屋田2213の1・2215（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字馬渡2297の2（次の図に示す部分に限る。）、字長葉山2523（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1019号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年11月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
宮若市三ヶ畑字女郎ヶ原1001の8、字藤ヶ尾1294の2、1295の1、1295の2、字縁山口1444から1446まで、1453の1、1453の2、1469の1、字古屋敷1487の1、1488、1489の1、1489の2、1495の1、1495の2、1496、1497の1、1497の2、1499から1501まで、1510、1535、1536の1、1536の2、1537、1538、1539の1、1539の2、1544、

- 1546、1547、字五郎ヶ畑1629、1637、1657、1658、1659の2、1661の1、1695の4、1695の5
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1020号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年11月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女市上陽町北川内字葛3079、3082の1、黒木町今字新ノ平1630の3、1630の4、字金堀谷1704の1、1706
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字葛3079・3082の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字新ノ

平1630の3・1630の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字金堀谷1704の1・1706（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1021号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年11月27日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市桑野字普門寺2947の7、2953、字南河内2977、2978、3019から3021まで、3023、3025、3032から3034まで、3035の2、3036、3040から3042まで、3044、3046、3048から3052まで、3063、3065の10、3065の12、3065の14、3073、3074、3098、字青井手3114の3

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1022号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年11月27日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市平字猿ノ谷1

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1023号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年11月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女市黒木町木屋字中城905の1（次の図に示す部分に限る。）、字劔ヶ淵1152の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1024号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年11月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
北九州市小倉南区大字道原字南河内820・864（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1025号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年11月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
うきは市吉井町鷹取字京ノ尾1477の1、1477の2、1478の1、1478の2、1479、1481、1482の1、1483の1、1483の2、1484の1、1485の1、1485の3、1485の4、1487の3、1482の2（次の図に示す部分に限る。）、字高尾1583の1、1583の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第16条第1項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、公告する。

平成30年11月27日

福岡県知事 小 川 洋

1 失効する特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 N-エチル-1-(3-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- (2) 化学名 N-エチル-1-(4-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- (3) 化学名 N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]シクロプロパンカルボキサミド及びその塩類

2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第91号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

3 失効年月日

平成30年11月24日

4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条の2の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環

境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を縦覧に供する。

平成30年11月27日

福岡県知事 小 川 洋

1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社明興
糟屋郡新宮町大字的野723番3
代表取締役 柳 旭

2 施設の種類及び処理能力

廃プラスチック類、木くずの破碎施設1
廃プラスチック類 一日当たり 7.77t
木くず 一日当たり 8.80t
廃プラスチック類、木くずの破碎施設2
廃プラスチック類 一日当たり 3.97t
木くず 一日当たり 3.94t

3 設置場所

糟屋郡新宮町大字的野古森709番28

4 指定地域

古賀市青柳の一部
糟屋郡新宮町大字的野の一部
上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。

5 縦覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所環境指導課

6 縦覧の期間

平成30年11月27日から同年12月26日まで

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の

規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年11月27日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 トリアス久山 ウエストゾーン (1)

(2) 所在地 糟屋郡久山町大字山田1240番11外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年11月27日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 トリアス久山 ウエストゾーン (1)

(2) 所在地 糟屋郡久山町大字山田1240番11外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概

要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年11月27日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 トリアス久山 イーストゾーン (1)

(2) 所在地 糟屋郡久山町大字山田1086番2外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年11月27日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 トリアス久山 イーストゾーン (2)

(2) 所在地 糟屋郡久山町大字山田1088番地-1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年11月27日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ナフコ TWO-ONE STYLE トリアス久山店

(2) 所在地 糟屋郡久山町大字山田1201-1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成30年11月27日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
田川郡大任町	平成21年度から平成25年度まで	地籍図及び地籍簿	大字大行事の一部	平成30年11月14日
田川郡福智町	平成27年度から平成29年度まで	地籍図及び地籍簿	上野の一部	平成30年11月14日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年福岡県規則第23号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部畜産課に備え置きます。

平成30年11月27日

福岡県知事 小川 洋

1 意見公募手続を実施しなかった理由

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成30年環境省令第11号）の制定に伴い、当然必要となる規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成30年11月20日

公告

苅田町土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年11月27日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
中園 史郎	京都郡苅田町大字下片島932番地2
井本 繁	京都郡苅田町大字与原641番地1
古宮 浩司	京都郡苅田町大字山口1320番地
木下 保典	京都郡苅田町大字山口734番地1
松蔭 一久	京都郡苅田町大字稲光724番地
渡邊 宅生	京都郡苅田町大字葛川129番地2
入江 学	京都郡苅田町大字谷221番地2
吉本 良孝	京都郡苅田町大字法正寺346番地1
田中 泰博	京都郡苅田町大字黒添172番地1
堀 俊美	京都郡苅田町大字岡崎271番地10
笠 村夫	京都郡苅田町大字上片島2112番地
中谷 政三	京都郡苅田町大字上片島1394番地2

白石 説而	京都郡菟田町大字新津529番地
崎田 博	京都郡菟田町大字二崎348番地

2 退任監事

氏 名	住 所
向井 富士美	京都郡菟田町大字鋤崎691番地 1
大石 豊秋	京都郡菟田町大字下片島534番地 3
西村 清文	京都郡菟田町大字稲光454番地

3 就任理事

氏 名	住 所
中園 史郎	京都郡菟田町大字下片島932番地 2
井本 繁	京都郡菟田町大字与原641番地 1
古宮 浩司	京都郡菟田町大字山口1320番地
木下 保典	京都郡菟田町大字山口734番地 1
松蔭 一久	京都郡菟田町大字稲光724番地
渡邊 宅生	京都郡菟田町大字葛川129番地 2
入江 学	京都郡菟田町大字谷221番地 2
吉本 良孝	京都郡菟田町大字法正寺346番地 1
田中 泰博	京都郡菟田町大字黒添172番地 1
川水 清身	京都郡菟田町大字岡崎251番地
小林 久	京都郡菟田町大字上片島1917番地
中谷 政三	京都郡菟田町大字上片島1394番地 2
白石 説而	京都郡菟田町大字新津529番地
今津 新	京都郡菟田町大字稲光539番地

4 就任監事

氏 名	住 所
向井 富士美	京都郡菟田町大字鋤崎691番地 1
大石 豊秋	京都郡菟田町大字下片島534番地 3
崎田 博	京都郡菟田町大字二崎348番地

公告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、平成30年10月29日付けで福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成30年7月10日福岡県公報第4007号公告）別添「福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の別に定める「くろまぐろ」について」の一部を変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を福岡県農林水産部水産局水産振興課に備え置いて縦覧に供する。）

平成30年11月27日

福岡県知事 小 川 洋

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年11月27日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市堀池字弓木103番2、104番1及び105番3並びに字榎木町242番1、242番4及び242番5並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の各一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

株式会社しまむら

代表取締役社長 北島 常好

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年11月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市東字太田601番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市東609番地
岸 祐太朗

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年11月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字猪野字平原788番4及び788番8
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市東区和白五丁目5番33号
木村 泉

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年11月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大牟田市大字三池字天神木13番1から13番9まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
大牟田市大字久福木75番地
株式会社有明地所
代表取締役 井上 幸祐

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年11月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称
福岡県立小倉高等学校外19施設電力供給
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県立小倉高等学校
 - (2) 所在地
北九州市小倉北区愛宕二丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年10月4日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
九州電力株式会社
 - (2) 住所
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
180,598,231円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成30年8月21日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年11月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称
福岡県立八幡中央高等学校外18施設電力供給
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県立八幡中央高等学校
 - (2) 所在地
北九州市八幡西区元城町1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年10月4日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
九州電力株式会社
 - (2) 住所
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
175,794,848円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成30年8月21日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。
平成30年11月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称
福岡県立須恵高等学校外14施設電力供給
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称
福岡県立須恵高等学校
- (2) 所在地
糟屋郡須恵町大字旅石72-3
- 3 落札者を決定した日
平成30年10月4日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
九州電力株式会社
 - (2) 住所
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
165,123,572円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成30年8月21日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。
平成30年11月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称
福岡県立筑紫中央高等学校外13施設電力供給
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県立筑紫中央高等学校
 - (2) 所在地
大野城市中央二丁目12-1

- 3 落札者を決定した日
平成30年10月4日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
九州電力株式会社
 - (2) 住所
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
163,121,309円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成30年8月21日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年11月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称
福岡県立小郡高等学校外17施設電力供給
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県立小郡高等学校
 - (2) 所在地
小郡市三沢5128-1
- 3 落札者を決定した日
平成30年10月4日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名

- 九州電力株式会社
- (2) 住所
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
164,794,177円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成30年8月21日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年11月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称
福岡県立大牟田北高等学校外19施設電力供給
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県立大牟田北高等学校
 - (2) 所在地
大牟田市大字吉野555番地
- 3 落札者を決定した日
平成30年10月4日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
九州電力株式会社
 - (2) 住所
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

170,292,576円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成30年8月21日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年11月27日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る物品等の名称

福岡県立嘉穂東高等学校外16施設電力供給

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県立嘉穂東高等学校

(2) 所在地

飯塚市立岩1730-5

3 落札者を決定した日

平成30年10月4日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

九州電力株式会社

(2) 住所

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

167,706,590円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成30年8月21日

監査委員

監査公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政的援助等に係る監査を学校法人福岡大学 福岡大学附属若葉高等学校等9団体について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成30年11月27日

福岡県監査委員	山下 芳郎
同	行正 晴實
同	岩崎 勇
同	江藤 秀之

第1 監査の概要

1 監査対象団体、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象団体：学校法人福岡大学 福岡大学附属若葉高等学校等9団体
 (2) 監査対象期間：平成29年度
 (3) 監査実施期間：平成30年5月29日～平成30年6月7日
 監査対象団体ごとの監査実施日は、次のとおりである。

区分	監査対象団体名	監査実施日
補助金等交付団体	学校法人 真颯館 真颯館高等学校	平成30年5月29日
	学校法人 美萩野学園 美萩野女子高等学校	平成30年5月30日
	学校法人 美萩野学園 小倉日新館中学校	平成30年5月30日
	学校法人 近畿大学	平成30年5月31日
	近畿大学附属福岡高等学校	
	学校法人 上智学院 上智福岡高等学校	平成30年6月5日
	学校法人 上智学院 上智福岡中学校	平成30年6月5日
	学校法人 福岡女学院 福岡女学院高等学校	平成30年6月6日
	学校法人 福岡女学院 福岡女学院中学校	平成30年6月6日
	学校法人 福岡大学 福岡大学附属若葉高等学校	平成30年6月7日

2 監査の主眼

今回の監査は、財政的援助に係る出納その他の事務が、援助の目的に沿って適正に執行されているか、意を用いて実施した。

第2 監査の結果

今回の監査の結果、各監査対象団体における財政的援助に係る出納その他の事務は、調査した範囲において適正に執行されていた。

監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく病院事業、電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の定期監査を保健医療介護部健康増進課及び医療指導課並びに企業局（本局）及び同局2事業所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成30年11月27日

福岡県監査委員	山下 芳郎
同	行正 晴實
同	岩崎 勇
同	江藤 秀之

第1 監査の概要

- 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間
 - (1) 監査対象機関：保健医療介護部健康増進課等5機関
 - (2) 監査対象期間：平成29年度
 - (3) 監査実施期間：平成30年5月16日～平成30年6月29日
- 監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日	
健康増進課（病院事業）	平成30年6月12日～平成30年6月14日、 平成30年6月22日	
医療指導課（病院事業）	平成30年6月12日～平成30年6月14日、 平成30年6月22日	
企業局	管理課	平成30年6月19日～平成30年6月22日、 平成30年6月29日
	矢部川発電事務所（電気事業）	平成30年5月16日～平成30年5月17日
	荻田事務所（工業用水道・工業用地造成事業）	平成30年5月22日～平成30年5月24日

2 監査の主眼

今回の監査は、各機関の事業が地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務が適正に執行されているかに意を用いて実施した。

特に、流動資産、流動負債、企業債、借入金及び工事（建設・改良・修繕等）について留意して実施した。

3 監査の範囲

- (1) 経営管理の状況
経営状況及び事業の運営状況並びに予算・決算の状況
- (2) 財務諸表の内容
資産、負債及び資本の状況並びに収益・費用の状況

第2 監査の結果

今回の監査の結果、公営企業に係る経営管理及び財務に関する事務は、調査した範囲において適正に執行されていた。

監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を農林水産部出先機関の福岡農林事務所等21機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成30年11月27日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	行正晴實
同	岩崎勇
同	江藤秀之

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：農林水産部の出先機関21機関
 (2) 監査対象期間：平成29年度
 (3) 監査実施期間：平成30年5月8日～平成30年6月21日
 監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡農林事務所	平成30年5月29日～平成30年6月1日
朝倉農林事務所	平成30年6月19日～平成30年6月21日
八幡農林事務所	平成30年5月15日～平成30年5月17日
飯塚農林事務所	平成30年6月12日～平成30年6月14日
筑後農林事務所	平成30年6月5日～平成30年6月8日
行橋農林事務所	平成30年5月22日～平成30年5月25日
農林業総合試験場	平成30年5月22日～平成30年5月24日
農林業総合試験場資源活用研究センター	平成30年5月8日～平成30年5月10日
農林業総合試験場豊前分場	平成30年6月8日
農林業総合試験場筑後分場	平成30年5月17日～平成30年5月18日
農林業総合試験場八女分場	平成30年5月17日～平成30年5月18日
農業大 学校	平成30年6月8日
中央家畜保健衛生所	平成30年5月15日～平成30年5月16日
北部家畜保健衛生所	平成30年5月15日～平成30年5月16日
両筑家畜保健衛生所	平成30年6月8日
筑後家畜保健衛生所	平成30年6月8日
筑後川水系農地開発事務所	平成30年5月8日～平成30年5月10日
水産海洋技術センター	平成30年6月5日～平成30年6月7日
水産海洋技術センター有明海研究所	平成30年5月31日～平成30年6月1日
水産海洋技術センター豊前海研究所	平成30年5月29日～平成30年5月30日
水産海洋技術センター内水面研究所	平成30年6月8日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

3 監査の範囲

(1) 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

(2) 支出

報償費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

(3) 人件費

報酬及び賃金の執行状況、通勤手当（変更分）の認定及び支給の状況

(4) 契約

契約締結及び履行確認の状況

(5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

(6) 物品

取得、管理及び処分状況

(7) 工事

設計積算及び施工等の状況

(8) 補助事業

補助事業の執行状況

第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし
- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
農林水産部	工 事	1	舗装復旧工事におけるガードレール設置工の変更設計において、誤った施工規模の単価を使用したため、積算過大となっていた。
		1	舗装工事の区画線工において、誤った施工規模の単価を使用したため、積算過大となっていた。
計			2件

監査公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を知事部局の本庁、教育庁の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員会（委員）事務局について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成30年11月27日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	行正晴實
同	岩崎勇
同	江藤秀之

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象機関：知事部局の本庁、教育局の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員会（委員）事務局 事務局 110 機関

平成30年度の機構改革後の所属に対して、監査を実施した。

(2) 監査対象期間：平成29年度

(3) 監査実施期間：平成30年7月2日～平成30年7月27日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

秘書	監査対象機関名	監査実施日
総務部	(9課)	平成30年7月20日
行政	企画課	平成30年7月10日～平成30年7月23日
人財	経営課	
財務	事務課	
税務	政務課	
財産	活務課	
県民	情報用課	
総務	広報課	
防災	厚生課	
防災	危機管理局防災企画課	
防災	危機管理局消防防災指導課	
企画・地域振興部	(10課)	平成30年7月2日～平成30年7月6日
総合政策課		
広域地域振興課		
市町村支援助課		
情報政策課		
調査統計課		
交通政策課		
空港対策局空港整備課		
空港対策局空港計画課		
国際局国際政策課		
国際局地域課		
人づくり・県民生活部	(8課)	平成30年7月10日～平成30年7月13日
社会活動推進課		
文化振興課		
スポーツ振興課		
男女共同参画推進課		
生活安全課		
私学振興・青少年育成局政策課		
私学振興・青少年育成局私学振興課		
私学振興・青少年育成局青少年育成課		
保健医療介護部	(9課)	平成30年7月2日～平成30年7月6日
保健医療介護総務課		
健康増進課		
がん感染症疾病対策課		
生活衛生課		

監査対象機関名	監査実施日
医療指導課 薬務保険課 高齢者地域包括ケア推進課 介護保険課 福祉労働部 (9課) 子育て支援課 児童がい家庭課 障がい福祉課 保健・労働政策課 労働局新雇用開発課 労働局職業能力開発課 人権・同和对策局調整課	平成30年7月2日～平成30年7月6日
環境政策課 環境保全課 循環型社会推進課 廃棄物対策課 監視指導課 自然環境課	平成30年7月10日～平成30年7月12日
工商部 (9課) 中小企業振興課 新事業支援課 中小企業技術振興課 新産業振興課 工業保安課 企業立地課 観光局観光政策課 観光局観光振興課	平成30年7月2日～平成30年7月6日
農林水産部 (14課) 農林水産政策課 農山漁村振興課 食の安全・地産地消課 団体の指導課 輸出促進課 福岡の食販進課 園芸振興課 水田営業振課 経営技術支援課 畜産林業整備課 農林振興課 水産局漁業管理課 水産局水産振興課	平成30年7月24日～平成30年7月27日

監査対象機関名	監査実施日
県土整備部 (10課) 県土整備課 企業用地課 道路維持課 道道建設課 河川管理課 ((旧)河川整 河川(旧)河川 ((旧)河川開 港河川開港 砂河川開港 水資源防 策課 課	平成30年7月10日～平成30年7月13日
築都市部 (8課) 建築都市総務課 都計画課 建指街課 公園路課 下水道課 住宅課 営管備課	平成30年7月20日～平成30年7月27日
会計管理局	平成30年7月20日
議事事務局	平成30年7月18日～平成30年7月19日
教育庁 (11課) 総務課 財政課 教職員課 施設課 文財課 高文課 義校課 特別支務課 人権・同和育 体育課 社会教育課 課	平成30年7月24日～平成30年7月27日
人事委員会事務局	平成30年7月20日
監査委員事務局	平成30年7月20日
警察本部	平成30年7月18日～平成30年7月20日
労働委員会事務局	平成30年7月3日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

3 監査の範囲等

(1) 財務に関する事務の監査の範囲

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び賃金の執行状況、通勤手当（変更分）の認定及び支給状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況、監査対象期間中に変更のあったものについて、固定資産台帳への登録状況

カ 物品

取得、管理及び処分状況

キ 工事

設計積算、施工等の状況

ク 補助事業

補助事業の執行状況

第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
総務部 防災危機管理局 防災企画課	契 約	1	委託契約において、完了していない業務の完了を認定していた。
商工部 新事業支援課	契 約	1	委託契約において、契約保証金を納付させていなかった。
計			2 件

2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
 注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
人づくり・県民生 活部	収 入	1	行政財産目的外使用料及び占有使用料において、調定が遅延していた。
環境部	収 入	1	雑入（行政代執行経費の求償）において、 収入未済額が前年度に比べて増加している。
商工部	収 入	1	小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金に おいて、収入未済額が前年度に比べて減少して いるものの、依然として多額である。
	契 約	1	委託契約において、契約締結前に業務が行わ れていた。さらに、その後の変更契約において 、契約保証金が追加納付される前に契約を締結 していた。
農林水産部	契 約	1	委託契約において、履行状況を誤認して、業 務の完了を認定していた。
県土整備部	収 入	1	建物貸付料において、調定が遅延していた。
教育庁	収 入	1	地域改善奨学資金貸付金償還金において、収 入未済額が、前年度に比べて減少しているもの の、依然として多額である。
計			7件

監査公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を県土整備部、建築都市部出先機関の福岡県土整備事務所等15機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成30年11月27日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	行正晴實
同	岩崎勇
同	江藤秀之

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象機関：県土整備部及び建築都市部の出先機関 15 機関

(2) 監査対象期間：平成 29 年度

(3) 監査実施期間：平成 30 年 5 月 8 日～平成 30 年 6 月 15 日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡県土整備事務所	平成30年5月22日～平成30年5月25日
久留米県土整備事務所	平成30年5月29日～平成30年5月31日
南筑後県土整備事務所	平成30年5月15日～平成30年5月18日
直方県土整備事務所	平成30年5月29日～平成30年5月31日
京築県土整備事務所	平成30年5月15日～平成30年5月18日
旧伊良原ダム建設事務所	
朝倉県土整備事務所	平成30年6月12日～平成30年6月15日
八女県土整備事務所	平成30年6月12日～平成30年6月14日
北九州県土整備事務所	平成30年6月5日～平成30年6月8日
田川県土整備事務所	平成30年5月8日～平成30年5月10日
飯塚県土整備事務所	平成30年5月8日～平成30年5月10日
那珂県土整備事務所	平成30年6月5日～平成30年6月8日
旧五ヶ山ダム建設事務所	
荻田港事務所	平成30年5月24日～平成30年5月25日
流域下水道事務所	平成30年5月22日～平成30年5月23日

注) 伊良原ダム建設事務所は平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止され、平成 30 年度から京築県土整備事務所に伊良原ダム管理出張所が設置された。

五ヶ山ダム建設事務所は平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止され、平成 30 年度から那珂県土整備事務所に南畑・五ヶ山ダム管理出張所が設置された。

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

3 監査の範囲

(1) 収入

使用料及び手数料、受託事業収入、負担金収入等の調定及び収入の状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

- (2) 支出
報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況
- (3) 人件費
報酬及び賃金の執行状況、通勤手当（変更分）の認定及び支給の状況
- (4) 契約
契約締結及び履行確認の状況
- (5) 公有財産
土地、建物、工作物、樹木等の管理状況
- (6) 物品
取得、管理及び処分状況
- (7) 工事
設計積算及び施工等の状況
- (8) 用地
設計積算及び履行確認検査等の状況

第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
苅田港務所	収入	1	県土整備使用料等において、調定の会計年度を誤っていた。
計			1件

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
県土整備部	支出	1	支払決定において、支出命令の決裁前に支払決定を行っていた。
	工事	1	河川護岸工事において、指示と異なる施工が行われていた。
	財産	2	道路占用許可において、長期間にわたり許可を行っていないかった。
計			4件

監査公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査を消費生活センター等52機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成30年11月27日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	行正晴實
同	岩崎勇
同	江藤秀之

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：知事部局及び教育委員会の出先機関52機関
 (2) 監査対象期間：平成29年11月1日、平成29年12月1日、平成30年1月1日又は平成30年2月1日から監査実施日まで
 (3) 監査実施期間：平成30年5月8日から平成30年8月10日まで

監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日	
県人 民生 活部	消費生活センター	平成30年1月1日から 平成30年7月4日まで 平成30年5月30日	平成30年7月4日
	保健医療介護部	筑紫保健福祉環境事務所	平成29年11月1日から 平成30年5月30日まで
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所		平成29年11月1日から 平成30年5月18日まで	平成30年5月18日
北筑後保健福祉環境事務所		平成30年1月1日から 平成30年7月20日まで	平成30年7月20日
南筑後保健福祉環境事務所		平成29年11月1日から 平成30年5月22日まで	平成30年5月22日
京築保健福祉環境事務所		平成30年1月1日から 平成30年7月31日まで	平成30年7月31日
福岡児童相談所		平成29年11月1日から 平成30年5月25日まで	平成30年5月25日
久留米児童相談所		平成29年11月1日から 平成30年5月9日まで	平成30年5月9日
大牟田児童相談所		平成30年2月1日から 平成30年8月8日まで	平成30年8月8日
粕屋新光園		平成30年1月1日から 平成30年7月23日まで	平成30年7月23日
北九州労働者支援事務所		平成30年1月1日から 平成30年7月27日まで	平成30年7月27日
福祉労働部	大牟田高等技術専門校	平成29年11月1日から 平成30年5月10日まで	平成30年5月10日
	小倉高等技術専門校	平成30年2月1日から 平成30年8月9日まで	平成30年8月9日
	福岡障害者職業能力開発校	平成30年1月1日から 平成30年7月19日まで	平成30年7月19日
	北九州教育事務所	平成29年11月1日から 平成30年5月23日まで	平成30年5月23日
	北筑後教育事務所	平成29年12月1日から 平成30年6月8日まで	平成30年6月8日
	南筑後教育事務所	平成30年1月1日から 平成30年7月11日まで	平成30年7月11日
	体育研究所	平成30年2月1日から 平成30年8月7日まで	平成30年8月7日
	少年自然の家「玄海の家」	平成30年1月1日から 平成30年7月24日まで	平成30年7月24日
	苅田工業高等学校	平成30年1月1日から 平成30年7月25日まで	平成30年7月25日
	京都高等学校	平成29年11月1日から 平成30年5月11日まで	平成30年5月11日
教育委員会			

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
小倉商業高等学校	平成30年2月1日から 平成30年8月10日まで	平成30年8月10日
小倉工業高等学校	平成29年11月1日から 平成30年5月16日まで	平成30年5月16日
北九州高等学校	平成29年12月1日から 平成30年6月1日まで	平成30年6月1日
遠賀高等学校	平成29年12月1日から 平成30年6月6日まで	平成30年6月6日
光陵高等学校	平成29年12月1日から 平成30年6月12日まで	平成30年6月12日
新宮高等学校	平成29年11月1日から 平成30年5月8日まで	平成30年5月8日
福岡魁誠高等学校	平成29年12月1日から 平成30年6月20日まで	平成30年6月20日
宇美商業高等学校	平成30年1月1日から 平成30年7月18日まで	平成30年7月18日
香椎工業高等学校	平成29年12月1日から 平成30年6月13日まで	平成30年6月13日
城南高等学校	平成29年11月1日から 平成30年5月15日まで	平成30年5月15日
早良高等学校	平成29年12月1日から 平成30年6月4日まで	平成30年6月4日
春日高等学校	平成29年12月1日から 平成30年6月22日まで	平成30年6月22日
武蔵台高等学校	平成30年2月1日から 平成30年8月1日まで	平成30年8月1日
久留米筑水高等学校	平成30年2月1日から 平成30年8月3日まで	平成30年8月3日
三池高等学校	平成29年12月1日から 平成30年6月27日まで	平成30年6月27日
八女工業高等学校	平成30年1月1日から 平成30年7月26日まで	平成30年7月26日
朝倉東高等学校	平成30年1月1日から 平成30年7月13日まで	平成30年7月13日
朝倉光陽高等学校	平成29年12月1日から 平成30年6月19日まで	平成30年6月19日
田川高等学校	平成29年11月1日から 平成30年5月17日まで	平成30年5月17日
西田川高等学校	平成29年12月1日から 平成30年6月21日まで	平成30年6月21日
稲築志耕館高等学校	平成30年2月1日から 平成30年8月6日まで	平成30年8月6日
鞍手高等学校	平成29年12月1日から 平成30年6月26日まで	平成30年6月26日
直方高等学校	平成29年11月1日から 平成30年5月24日まで	平成30年5月24日
特別支援学校「北九州高等学園」	平成29年12月1日から 平成30年6月15日まで	平成30年6月15日
古賀特別支援学校	平成29年12月1日から 平成30年6月5日まで	平成30年6月5日
福岡聴覚特別支援学校	平成30年1月1日から 平成30年7月10日まで	平成30年7月10日
福岡高等聴覚特別支援学校	平成30年1月1日から 平成30年7月10日まで	平成30年7月10日

教育委員会

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日	
教育委員会	福岡視覚特別支援学校	平成30年2月1日から 平成30年8月2日まで	平成30年8月2日
	柳河特別支援学校	平成29年12月1日から 平成30年6月14日まで	平成30年6月14日
	嘉穂特別支援学校	平成29年11月1日から 平成30年5月29日まで	平成30年5月29日
	直方特別支援学校	平成29年11月1日から 平成30年5月31日まで	平成30年5月31日

2 監査の主眼

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて、経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているか、また、内部統制は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、支出理由となった事実の確認に主眼を置き、次の確認調査を実施した。

時間外勤務手当：時間外勤務実績と庁舎等の施錠等記録との照合確認

賃金：任用された本人への面談等による任用事実の確認

その他需用費：物品納入業者に対する取引状況の確認及び耐久性のある物品の現物確認

3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費
- (10) 内部統制

第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、下記の事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説明
体育研究所	支出	1	時間外勤務手当において、時間外勤務の事前命令・事後確認が著しく適正を欠いたため、過払いとなっていた。
	契約	1	タクシー借上料において、借上契約を締結していないにもかかわらずタクシー借上げを行い、かつ未払いが発生していた。
南筑後教育事務所	財産	1	平成25年度に購入した耐久性のある需用品について、現物の確認ができなかった。
計			3件

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
 注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説明
人づくり・県民 生活部	契約	1	備品の購入において、支出自担行為の日付が見積書の提出日より前になっているなどの不適正な事務処理があった。
教育委員会	財産	1	劇物薬品の管理において、薬品管理台帳の残量と現物残量が一致しないものがあるなど、管理が不適正であった。
		1	劇物薬品の管理において、薬品室で確認できないものがあるなど、管理が不適正であった。
計			3件